



MANIFESTO

Social Habitat Work Programme

WORLD CONGRESS OF ARCHITECTS

UIA 2023 コペンハーゲン大会

2023年7月2日-6日

MANIFESTO

社会的居住のための建築：誰も置き去りにしない《住居》を求めて

国連による《世界人権宣言》(1948)、第25条、第1項、「すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利を有する（以下略）」、並びに、国連による《HOUSING2030宣言》に基づき、私たちは以下を宣言する：

1. 住居の権利とは居住する権利である
2. 居住する権利は普遍的かつ誰にも譲渡できない権利である
3. 居住する権利は建築によって実現される

住居 |

住居は、広範な建築環境に欠くべからざる要素であり、住居を持つ権利は、共同生活や健康、文化、教育や社会・経済の様々な機会を含む全体としての居住を誰もが享受できるよう配慮されるべき権利に他ならない。したがって、住居とは、恒久的あるいは一時的な（仮設的あるいは人道支援的な緊急事態を含む）安全で健康的な個人のための空間であり、充実した生活を送るために必要な共同の空間や公共の場である。

社会的居住 |

すべての人には居住する権利があり、社会はそれを提供し、障害者、ひとり親、高齢者、移民、貧困者など、困窮している人々に対しても、拒否できない要望を満たすために、適切な解決策を保证するよう努めなければならない。

社会的居住のための建築 |

建築は、誰にでも開かれた社会的居住の場をデザインする「社会の代理人」であり、人間のあらゆるニーズと能力を満たすと共に、誰にでも手が届く住居を通じて、人々にとって最低限必要な居住する権利を保証する務めがある。

社会の誰にでも開かれた居住の場とは、単に雨露を凌ぐ場ではなく、きちんと造られ、丈夫で長持ちし、健康に暮らすための工夫が施され、同時に、住む人それぞれのプライバシーが守られ、一人ひとりの個人として尊重される場でなければならない。以上から、居住の場は、次のような4つの柱を原則として造られるべきである：

I. 「住まい」としての居住の場

住まいの尊厳 |

良い住まいを設計するためには、最小限の面積と質の確保が必要である。特に安価な住宅の場合は「安かろう悪かろう」の汚名を着せられることのないよう、予算制限の中でもバランスをよく考え、完璧な家づくりが目指されなければならない。

II. 「核」としての居住の場

関与と参加 |

活発で、生き生きとした居住の場をデザインするためには、その場を空間としてだけでなく、住むための「仕組みづくり」として考える必要がある。それは、人々が住まいつつ、要望や能力に応じてデザインに参加する過程で達成される。したがって、社会的な居住とは、あらかじめ用意された解決策などではなく、住まい手が、与えられた「核」を時間をかけて育て、住まいを自分の場所としてだけでなく人々と共有する場としても、また屋内だけでなく屋外の場としても、何度も考え直す「継続的な関与と参加の過程」に他ならない。

III. 「統合体」としての居住の場

都市的な統合 |

誰にも受け入れられる社会的な居住の場をデザインするためには、「孤立と隔離」を避け、公共の空間や施設群と統合する必要がある。すなわち、「孤立した郊外住宅」のようなものではなく、「統合された都市的な居住環境」として計画しなければならない。すなわち、広々とした緑地空間、幼稚園や学校、商店、文化施設、宗教施設、スポーツ施設、公共交通機関などが確保され、誰もがアクセスできるようにしなければならない。

IV. 「未来への責任」としての居住の場

持続可能性の確保 |

未来に配慮した社会的な居住の場のデザインとは、「実現可能性」と「環境原則」の両面に配慮した持続可能なものでなければならない。「実現可能性」については、経済的、社会的、技術的な観点からの配慮が求められる。一方、「環境原則」については、省エネルギーと自然環境保全に配慮したデザインが求められる。さらに、リサイクル可能な地元の建材や技術を使うことで、人々が経済活動に参加し、自分たちで物を生産し、販売することで、より広範なシステムや生活共同体の形成が可能になる。

私たちは、政府機関のすべての意思決定者、官民の企業家、関連分野の専門家、そして建築分野の仲間たちに対し、このマニフェストの4つの原則を採用すること、そして一般市民に対して要求することを強く求める。



UIA Work Programme in Social Habitat

《UIA Social Habitat Work Programmes》

《UIA Work Programmes》 | 建築と子ども | 人々のための建築 | 共同体の建築と人権 | 教育施設と文化施設 | 建築遺産と文化的アイデンティティ | 建築、都市、領域 | 公衆衛生 | 公共空間 | スポーツとレジャー |

私たちは何をしているか

社会的な不平等は、特に様々な社会階層に属する人々が近接して暮らす都市環境において、ますます顕著になってきている。都市部における社会的な不平等の拡大は、ホームレス、失業、社会的剥奪、健康問題と直接的な相関関係があることが示されている。《UIA Social Habitat Work Programmes》は、建築の立場から、これらの問題を調査し、建築界の中で積極的な社会的行動を開始するために活動している。

私たちはどのようにしているか

学びの場 - 世界各国から集うメンバーによる討論やセミナーを通じた互いの経験や優れた実践例の交換
調査・研究の場 - 各国の分析、事例研究を通じて「最善の方法」の提言を作成し、関係する地方自治体や国家機関に配布

私たちは誰と活動しているか

建築家、都市計画家、地方自治体・政府機関職員、社会活動家、等

《UIA Social Habitat Work Programmes》委員

委員長

Philippe Capelier
フランス

Sahar Attia
エジプト

委員

Agatha Irabor
ナイジェリア

Bülent Batuman
トルコ

HAN Young-Keun
韓国

Debatosh Sahu
インド

George Ndege
ケニア

Jie Han
中国

Mariana Garcia
メキシコ

Jamel Matmati
チュニジア

Jacopo Gresleri
イタリア

Marcela Abla
ブラジル

Masud Rashid
パングラデシュ

Heipert Nadav
イスラエル

Rivka Gutman
イスラエル

Rodolfo Jimenez
チリ

Enock Ruziga
ルワンダ

坂田 泉
日本

Sherif Morgan
エジプト

Barsha Shrestha
ネパール

Soha Mneimneh
レバノン

Tonia Katerini
ギリシア

Teresa Buroni
ウルグアイ

Victor Galves
チリ

Copyright© 2023. Socialgraphics all rights reserved.
Edited by Han Young-Keun / Designed by Kim Keun



Region 1 _ CZA architetti, C+S Associati, MCA, Teknoarch, B22 e PURA, ACPV&Partners



Region 1 _ ATBA



Region 2 _ Muhlbaur Architects



Region 3 _ Hashim Sarkis Studios



Region 3 _ Francisco Vergara Arthur, Patricio Miranda Lacote



Region 1 _ SANAA



Region 4 _ Gansam Architects



Region 4 _ GAD



Region 5 _ L'Etat Tunisien



Region 5 _ Francis Kéré